

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会  
製品安全小委員会  
及び 消費経済審議会 製品安全部会  
合同会議

議事録

開催日時：令和6年8月27日（火）13：00～15：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略、順不同）

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

早川 吉尚	立教大学大学院法学研究科 教授
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 編集委員
坂本 織江	上智大学理工学部 准教授
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
野々内さとみ	全国地域婦人団体連絡協議会 理事
藤野 珠枝	主婦連合会
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
山内 洋嗣	森・濱田松本法律事務所 弁護士
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

消費経済審議会 製品安全部会

鷲田 祐一	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
青柳 恵美子	消費生活アドバイザー
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 編集委員
関 成孝	一般財団法人製品安全協会 専務理事

田辺 恵子	主婦連合会環境部 副部長
南木 みお	南木・北沢法律事務所 弁護士
唯根 妙子	消費生活アドバイザー

#### オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会  
オンラインマーケットプレイス協議会  
一般財団法人家電製品協会  
一般財団法人製品安全協会  
全国中小企業団体中央会  
一般社団法人日本ガス石油機器工業会  
一般社団法人日本玩具協会  
日本チェーンストア協会  
一般社団法人日本リユース機構  
一般社団法人日本リユース業協会

#### <配付資料>

##### 議事次第

委員名簿（産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会）

委員名簿（消費経済審議会 製品安全部会）

資料1 製品安全4法改正を踏まえた制度整備について

資料2 携帯用液化石油ガス用バーナー（いわゆるガストーチ）の規制対象化について

#### <議事>

- (1) 製品安全4法改正を踏まえた制度整備について【審議・報告】
- (2) 携帯用液化石油ガス用バーナー（いわゆるガストーチ）の規制対象化について  
【審議・報告】

開会

○佐藤課長　それでは、開始させていただきたいと思います。私、事務局の経済産業省製品安全課長の佐藤でございます。

定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　製品安全小委員会及び消費経済審議会　製品安全部会の合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

本日は、Teamsによるオンラインで開催させていただきまして、YouTubeにおきまして議事をリアルタイムで配信、公開させていただいております。

それでは、開会に先立ちまして、経済産業省技術総括・保安審議官の湯本から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○湯本審議官　7月1日付で技術総括・保安審議官に着任いたしました湯本と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、経済産業省の製品安全行政に対しまして、日頃から御協力いただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

今年3月の製品安全小委員会におきまして、閣議決定の御報告をいたしました「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」については、先の通常国会で成立し、6月26日に公布されたところでございます。本件に関しまして、関係者の皆様の御尽力、御協力を賜りましたこと、改めて厚く御礼申し上げたいと思います。

改正法につきましては、公布から1年6月以内の施行を予定しております。今般の法改正で措置されました海外事業者の規制対象としての明確化や国内管理人の選任、子供用特定製品という新しいカテゴリーの創設といった制度につきまして、今後、政省令などの細則を整備するとともに、特に関係する皆様に丁寧に説明、周知を行うことが必要と考えております。

本日は、子供用特定製品の指定や国内管理人に求める基準などの製品安全4法改正を踏まえた制度整備について、また昨今、製品事故が報告されております携帯用液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチをめぐる対応につきまして、大きく2点について御審議

をいただきたいと思います。

いずれも新しい制度整備になりますが、皆様におかれましては、円滑かつ実効性ある制度の実現に向けまして、忌憚のない御意見、御指摘を賜ればと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長　　ありがとうございます。

それでは、まず開会に当たりまして、今回の議事の進め方と委員の御異動について、私から御説明申し上げたいと思います。

議事にお示ししておりますとおり、本日の合同会議の議題は大きく2点ございます。このうちの主要議題といたしましては、議事(1)のうち、本年6月の製品安全4法の改正、特に消費生活用製品安全法の改正において新設されました子供用特定製品の指定に関することでございます。指定に際しましては、消費経済審議会に諮問することとなされていることから、本合同会議は、消費経済審議会　製品安全部会の部会長でございます鷺田部会長をお願いしたいと考えてございます。御了承をお願い申し上げます。

また、委員の御異動について御報告を申し上げます。産業構造審議会　製品安全小委員会につきまして、本年3月をもちまして三上委員長、熊田委員、坂本委員が御退任なされまして、今回から新たに立教大学の早川委員、また、上智大学の坂本委員に委員として御参加いただいております。

その上で、製品安全小委員会の委員長につきましては、早川委員に御就任いただくべく、小委員会の上位組織でもございます保安・消費生活用製品安全分科会の会長から御指名いただいておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず御新任いただきました坂本委員から一言御挨拶を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○坂本委員　　上智大学の坂本と申します。本日、出張先におりまして、場所の都合で音声のみの御挨拶で失礼いたします。

専門は電気工学で、電力システムの安定性などについて計算機シミュレーションで研究をしております。微力ではございますが、精一杯務めさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長　　坂本委員、大変ありがとうございます。また、御出張先からの御参加、大変ありがとうございます。

それでは、消費経済審議会　製品安全部会の鷺田部会長、また、産業構造審議会製品安

全小委員会の早川委員長からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思います。まず、鷺田部会長からお願いいたします。

○鷺田部会長 皆様、ありがとうございます。一橋大学の鷺田です。消費経済審議会製品安全部会の部会長を拝命しております。

昨今、様々な新しい商品が特に越境して入ってきている、新しいビジネスモデルも増えているということで、製品安全行政も対応していかななくてはいけないということで、様々な策を打ってきていると理解しております。微力ながら私もそこに尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤課長 鷺田部会長、大変ありがとうございました。それでは、早川委員長、よろしくお願いいたします。

○早川委員長 立教大学教授の早川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回、製品安全小委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。皆様、御協力をお願いいたします。

私、専門が国際私法と言われている法学の分野でございまして、いわゆる海外の事業者と日本の事業者ですとか、あるいは海外の事業者と日本の消費者の取引などについての法的規制に関して研究している者でございます。

先ほどEメールを確認していましたら、2017年くらいか、あるいはそれ以前の頃から、いわゆる海外から様々な危険な製品が流入するようになって、しかし、その取締りがなかなか難しいという辺りから御相談をいただいて、いろいろな形で御協力させていただきました。今回の法律が無事制定されて、海外の事業者に対しても一定の責任を追及できるようになったことは、長らく関係した者としては非常に思い入れ深いものがございます。ですが、これをしっかりとインプリメンテーションしていかななくてはいけませんので、そういう観点から、ぜひ皆様のお知恵をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長 早川委員長、ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行につきましては、鷺田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鷺田部会長 部会長の鷺田です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、まず事務局から委員の出席状況の御報告と議事録の取扱いについて御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 事務局でございます。

それでは、今、部会長から御指摘いただきました、まず委員の御出席状況につきまして御説明申し上げたいと思います。消費経済審議会 製品安全部会、また産業構造審議会 製品安全小委員会におきまして、双方の委員を御兼任いただいております古田委員から御欠席の御連絡を頂戴しているところでございます。

また、議事の取扱いについてでございます。本日はオンラインでの開催とさせていただいております。YouTubeで議事の動画配信を行っております。議事の動画につきましては、会議終了後にも経済産業省のホームページに掲載させていただくとともに、事務局にて議事録を作成いたしまして、委員の皆様への御確認の上、後日、経済産業省のホームページに掲載いたします。御認識いただければと思います。

以上でございます。

○鷺田部会長 ありがとうございます。両会とも委員の御出席状況が過半数を超えておりますので、それぞれ成立することを確認いたしました。

続いて、本日の配付資料の御確認を再び事務局からよろしく願いいたします。

○佐藤課長 ありがとうございます。配付資料につきましては、今、画面に写させていただきます。委員の皆様には、事務局から事前にお送りいたしましたPDF資料を御参照いただければと思います。また、資料の御説明時には、説明に沿いまして資料を画面に投影いたしますので、こちらにも必要に応じて御参照いただければと思います。

もし通信の不具合ですとか御不明な点などございましたら、電話やチャット機能などを通じまして、事務局にお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○鷺田部会長 ありがとうございます。

それでは、今日は議事内容が多いので、十分な時間を取っているつもりではありますけれども、早速、急ぎめで議事に入りたいと思います。本日の議題は、先ほど申し上げたように2点ございます。冒頭、事務局から御説明をいただき、その後、出席の皆様から御意見などを頂戴したいと思います。

まず、事務局から資料1及び資料2について、まとめて御説明をお願いします。

○佐藤課長 部会長、ありがとうございます。それでは、早速でございますが、資料の御説明に入らせていただきたいと思います。

先ほど来、言及申し上げておりますように、本日の議題は2点予定してございます。1

点目が製品安全4法の改正を踏まえた制度整備について、資料1でございます。2点目が携帯用液化石油ガス用バーナーについて、資料2でございます。

まず、資料1を御覧いただければと思います。製品安全4法改正を踏まえた制度整備についてというタイトルの資料でございます。

1枚おめくりいただければと思います。2ページ目でございます。産業構造審議会の委員またはオブザーバーの皆様には、昨年10月以降、3回にわたりまして製品安全小委員会におきまして、制度の在り方について御審議をいただきました。大変ありがとうございました。改めて御礼申し上げたいと思います。

年末まで御審議をいただきまして、整理を行い、パブリックコメントを実施したものを今年2月に中間取りまとめという形でお取りまとめをいただいたところでございます。中間取りまとめのエッセンスのうち、特に本日の議題でございます政省令整備に関するものについて、改めてで恐縮でございますが、少し御紹介をさせていただきます。

まず、上のほうでございますが、玩具などの子供用の製品の安全確保のための対応についてでございます。問題意識としましては、初めの●子供が被害に遭う重大製品事故をいかに低減していくかという問題意識でございます。その上で3つ目の●玩具につきましては誤飲などが起きやすく、通常の製品よりも配慮が必要であり、規制対象とすることが重要との御提言をいただきました。

また、その下の●その上で、規制対象としていく子供用の製品につきまして、例えば玩具につきましては、特に低年齢層が対象の玩具をまずは規制対象としてはどうか。また、玩具以外につきましては、海外の事例等も踏まえまして、ベビーカーや抱っこひもといった製品を対象としてはどうか。こういった御提言をお取りまとめいただきました。

また、その下でございます。もう一つのテーマでございます海外事業者からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための対応についてでございます。現行法におきましては、輸入事業者が介在せずに直接販売される製品につきましては、技術基準適合等の責務者が国内に存在しないといった課題があるところでございます。こうしたところ、最初の●Pマークの対象製品を海外から直接販売される場合には、当該事業者へ届出ですとか技術基準への適合を求めることが適切ではないかといった御提言をいただきました。

その上で3つ目の●他方、こういった事業者様は海外にいらっしゃることもございますので、国内において必要な措置を取らせるための者といたしまして、国内管理人の選任を求めることが適切であるといった御提言をお取りまとめいただきました。

1枚おめくりいただければと思います。こういったことを踏まえまして、3ページ目にあるような改正法、タイトルにございますけれども、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律といたしまして、今年1月からの通常国会に法律の改正案を提出させていただきました。国会でも御審議、お認めいただきまして、右上に日付を書いてございますけれども、今年6月26日に公布させていただいたところでございます。

詳細は割愛申し上げますけれども、例えば黄緑色の部分、海外から直接販売する事業者を規制対象として明確化し、国内管理人の選任を求めること。また、オレンジ色の部分でございまして、玩具等の子供用製品の安全確保のための措置を講ずることといった内容でございまして、まさに製品安全小委員会の中間取りまとめの内容を具体化させていただいた内容でございまして、

4ページ目でございます。こちらは御参考でございますけれども、国会で御審議いただいたときの主な議論ですとか主な御指摘を少し御紹介申し上げたいと思います。

上のほう、子供用特定製品につきましては、最初の・日本でももっと早くできたのではないかといった御指摘。また、1つ飛ばさせていただきまして3つ目の・規制対象となる製品につきましては、個別の製品について例示いただいたりですとか、そういった御指摘をいただきました。

また、海外事業者に対する措置関係につきましては、先ほど言及申し上げました国内管理人につきましては、2つ目の・具体的な要件はどのようなものか。または3つ目の・どのようななり手を想定しているのかといった御指摘をいただいたところでございます。

次の5ページ目でございます。こうした経緯等を踏まえまして、本日の御審議をいただければと思っております。まず、子供用特定製品に係る措置について御審議をいただければと思います。

6ページ目でございます。今般の法改正によりまして、子供用特定製品という新しいカテゴリーを創設させていただいたところでございます。その子供用特定製品といたしまして、どのような製品を指定していくのか、その考え方の整理案についてです。法律上ですとか、また国会の御審議におきましては、下に点線の四角を2つ書かせていただいております。上の四角が法律上の書きぶりでございますが、法律上では、子供用特定製品につきましては、主として子供の生活の用に供される製品である。また、使用方法の表示ですとか、その他子供の生命または身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であるものと整理させていただいております。

また、その下の点線でございますけれども、国会での御審議を踏まえた附帯決議でございます。こちらにおきましては、対象製品の指定等につきましては、国内外における事故の実態等を踏まえて策定をし、機動的に見直すことといった御指摘をいただいているところでございます。

こうしたことを踏まえますと、対象製品の指定に当たりましては、①から④で記載してございますが、こういった視点を総合的に勘案して検討してはどうかと考えているところでございます。

まず、①子供用の製品であること。主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。続きまして、②事故の様態等を踏まえ、安全性の確保が特に必要と認められる製品であること。③規制対象である子供用特定製品に指定することで危害防止の効果が認められること。具体的には、下に少し箇条書きしてございますけれども、製品に対しまして技術基準への適合ですとか使用方法の注意喚起といったことを求めることで事故の防止効果が認められることを想定してございます。また、④海外で規制対象となっているなど、規制の必要性が認められること。こういったことを踏まえて検討していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

1枚おめくりいただければと思います。7ページ目でございます。具体的な規制対象となる製品でございますけれども、繰り返しになりますが、2月の産業構造審議会中間取りまとめにおきましては、低年齢層が対象の玩具、玩具以外ではベビーカーや抱っこひもといった製品を対象にしてはどうかとの御提言をいただいたところでございます。

その上で、規制対象としまして、まずは玩具について検討できないかと考えてございます。と申しますのも、上の青枠を御覧いただければと思いますけれども、玩具は多くのお子様長時間接触し、また、子供自身が取り扱うことで乱雑な使用状況に置かれる蓋然性が高い。その安全性を早急に確保する必要があるのではないかと考えているところでございます。

下に表をお示しさせていただきます。こちら日本小児科学会の資料でございますけれども、一番右にございますとおり、窒息ですとか突き刺し、ないしは挟み込み等の事故が起きてしまっておりまして、こうした事故につきましては、特に3歳までの小さいお子様で起きてしまっているといった実態があるところでございます。

具体的な事事例を下の表で少し御紹介申し上げたいと思います。事例に番号を付させていただきますが、例えば2番、3番、5番といった2歳、1歳、またはそれよ

りも小さいお子様が玩具を誤飲等されてしまいまして窒息、場合によってはお亡くなりになってしまうような痛ましい事故が発生しているところでございます。

例えば2番の事例、2013年6月の事故のように、木製のおままごとセットのイチゴを2歳のお子様が誤嚥されてしまったような事故事例。また5番、2017年2月の事例でございますが、1歳6か月のお子様が玩具のプラスチックパーツの一部を誤飲されてしまったような事故事例。こういった事故が起きてしまっていることを把握しているところでございます。

また、事例番号でいきますと1番、4番、6番のような、玩具に挟まれてしまった、または突き刺してしまった、こういった事故も御報告いただいているところでございます。

次の8ページ目を御覧いただければと思います。もちろん、いろいろな種類の玩具があるところでございますが、特に防ぐべき事故という観点でいきますと、先ほども少し御覧いただきましたように、誤嚥ですとか誤飲による窒息といった痛ましい事故ではないかと考えているところでございます。

こうした誤嚥などの事故につきましては、左下に表をつけさせていただいてございますが、3歳未満のお子様において集中的に起きてしまっています。

また、右下でございますけれども、こうした実態を踏まえまして、特に3歳未満のお子様の玩具につきましては、国際的にもより厳しい基準が設けられているところでございます。

こうしたことを踏まえまして、青枠の3つ目の●まずは3歳未満向けの玩具につきまして、痛ましい事故を防ぐために、優先度高く規制対象としていくべきではないかと考えているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。9ページ目は御参考でございますが、3歳未満向けのおもちゃとして、実際、市場でどのような製品が販売、流通されているかでございます。イラストを御用意してございますけれども、左側のイラストにございますとおり、積み木ですとか縫いぐるみ、またはガラガラといったおもちゃの製品が流通しているところでございます。

10ページ目を御覧いただければと思います。今ほど申し上げましたように、まずは3歳未満の玩具を規制対象として優先度高く検討できればと思っておりますが、その他の製品についてもどのように考えていくか、ぜひ御指摘を賜ればと考えてございます。

先ほど来、御紹介しております産構審の中間取りまとめにおきましては、玩具以外の製

品について、ベビーカーや抱っこひもという例示をいただきました。こちらのページでは、そういった製品も含めて、少し例示させていただいてございます。

一番上、ベビーカーでございます。直近10年間におきまして10件の重大製品事故の御報告をいただいているところでございまして、お子様が負傷されてしまったような事故などの御報告をいただいております。

またその下、抱っこひもによる事故でございます。こちら直近10年間におきまして4件の重大製品事故の御報告をいただいております。こちらは抱っこ中などにおいて転落してしましまして、重傷を負われた事故などを御報告いただいております。

その下、ベッドガードについてでございます。こちら直近10年間におきまして4件の重大製品事故の御報告をいただいております。上に事故の概要を書いておりますが、お亡くなりになってしまったような事故も御報告いただいております。

一番下、乳幼児用の椅子と書かせていただいております。こちらは直近10年間で7件の重大製品事故の御報告をいただいておりますが、こちらについてもお亡くなりになってしまったような事故の御報告もいただいております。

まずは3歳未満の玩具について規制対象を検討しつつも、その他の製品の指定につきましても、こういった実態も踏まえまして、先生方から御指摘、御意見をいただければと考えているところでございます。

以上が指定対象製品についてございまして、11ページ目でございます。こちら以降につきましても、玩具を規制対象とさせていただいた場合の技術基準等について、現在の検討状況を少し御紹介申し上げたいと思います。

3歳未満の玩具を規制対象とした場合、先ほども言及しましたとおり、国際的にも誤飲ですとか窒息等を防ぐ観点から、技術基準としましては、より厳しい安全基準が定められているといった実態がございます。具体的には、上の青枠2つ目の●小部品ですとか小球が存在しないよう厳しい要求が課されているところでございます。今般、私どもが検討するに当たりまして、こうした基準と整合するよう、国内の基準についても検討していきたいと考えてございます。

12ページ目を御覧いただければと思います。こちら今般の法改正によりまして、子供用特定製品につきましても使用年齢基準を定め、対象製品の製造事業者等には、その遵守が求められることとなったところでございます。企業の皆様、事業者には、どの年齢向けに作られた製品であるのかを明示いただくとともに、消費者の皆様におかれましても、そ

の年齢を守って使用いただくことが重要と考えてございます。

防ぐべき事案としましては、青枠の2つ目に例示的な●を書かせていただいております。例えば、0歳向けの製品として認識されている製品につきまして、事業者の方が2歳向けとして、0歳向けの基準を守らずに製品を流出させてしまうといった事態が起きると、実際使われるのは0歳の方ということでございますので、使用する子供の安全性が確保できない可能性が出るのではないかと考えているところでございまして、こうした事態を防ぐための措置を講じていければと考えてございます。

下に点線を書いております。こちらは諸外国の年齢基準のガイドラインを例として書かせていただいております。上のほう、欧州でございまして、子供の特性ですとか身体、精神の成長度合い、こういったことを踏まえたようなもの。

その下、アメリカの例でございまして、当該製品の広告ですとか宣伝、また販売、一般の認識はどのような形なのかといったことについて定められているところでございます。こうした例も参考にさせていただきながら、使用年齢基準について検討できればと考えてございます。

続いて13ページ目でございます。こちらは今般の法改正によりまして、子供用特定製品につきましては対象年齢を踏まえ、使用上の注意に関する文言、警告表示と書いてございますが、こちらについても表示を求めることとさせていただいております。日本向けに販売される製品でございますので、イメージにある例なども参考にさせていただきながら、日本の消費者が容易に理解できるようなものとしていければと考えているところでございます。

14ページ目を御覧いただければと思います。玩具の在庫品の取扱いについてでございます。こちらは下の点線にございまして、年末までの産構審でも委員の皆様から御審議をいただきました。玩具などの製品の流通実態を踏まえますと、制度導入以降であっても流通在庫等が存在していることが想定されます。こうした製品につきまして、全てを回収等することは現実的には難しいということもありますので、年末までの議論のとおり、施行前に製造、輸入された製品につきましては、販売規制を適用しないこととしてはどうかと考えているところでございます。

15ページ目でございます。子供用特定製品につきましては、今般の法改正によりまして、技術基準と併せまして対象年齢や今ほど申し上げました警告表示、こういった2つの義務の履行が求められることになったところでございます。法律におきまして、それぞれにつ

いて義務を履行した場合のマークの表示を求めるととさせていただいているところでございます。

2つのマークはそれぞればらばらではなくて、両方を満たすことで法令を遵守しているということでございますので、法の趣旨に鑑みまして、両者は一体的なマークとなるよう検討しているところでございます。15ページ目に記載のものは案、イメージでございますけれども、上のほうのP S Cマークと警告表示の遵守を示すものとして、真ん中のWマーク、WarningのWでございますが、こちらが一体となった一番下の赤で囲ってあるようなマークでの表示を想定しているところでございます。

なお、※を書かせていただいております。特にWマークにつきましては、あくまで現状の案、イメージでございますが、Cとすることですとか、子供の「こ」とすること、または子供のイラストのようなものにすること、こうしたことも含めまして、引き続き検討していければと考えてございます。この点につきましても委員の先生方から御指摘をいただければと考えてございます。

青枠の2つ目でございます。これらの表示場所につきましては、製品表面に表示することが大きさ等の関係で難しい場合には、容器包装の表面の見やすい箇所に表示することも可能とできるように検討できればと考えてございます。

次の16ページ目以降が海外事業者に係る措置についてでございます。

17ページ目を御覧いただければと思います。こちらのページは、法律による制度面の措置のやや振り返り的な内容でございます。冒頭の辺りでも少し申し上げさせていただきましたが、今般の法改正によりまして、海外から直接販売をする事業者につきましても特定輸入事業者として位置づけまして規制対象とし、届出ですとか、または技術基準への適合といったことを求めることとさせていただきました。その際、名前のおりでございますが、こちらの事業者は海外にいることもございますので、法律上、国内管理人の選任を求めることとさせていただいたところでございます。

18ページ目でございます。国内管理人の基準ですとか要件等についてでございます。まず、青枠の中の一番上の●国内管理人につきましては、法令上、法人、個人を問うものではございません。また、業種、業態につきましても、この業種でなくてはいけないといったことがあるわけではございません。その上で、どういう業種等を想定しているかといった点につきましては、例えばオンラインモール事業者の皆様ですとか物流事業者の皆様、また海外事業者の国内代表者や支店のようなものがある場合にはその方、その他行政です

とか規制関連の実務に精通されている方、あくまでイメージでございますけれども、こういった方が想定されるのではないかと考えているところでございます。

その上で、国内管理人につきましては、適切な業務執行ができる方が選任されるように基準を定めることが必要と考えているところでございまして、青枠の下に現在検討中の案をお示ししているところでございます。

具体的には、規制対象である海外事業者の方が海外にいることもありまして、日本国内に住所があること。また、日本語で意思疎通ができること。また、場合によっては行政から指導ですとか処分等を行うケースも想定されるかもしれません。そういったものが本来の製品安全の責務者である海外事業者にしっかり到達できるようにという観点から、処分等の通知を受領する権限が付与されていること。こういったことを現在要件として検討しているところでございます。

19ページでございます。こちらは今般の法改正で盛り込ませていただいた措置でございますが、現状、届出に際しましては、工場などの情報についても求めさせていただいてるところでございます。他方、近年、製品の設計などを行う委託する側の企業様と製品を作る製造側の企業様の分業化が進んできていると承知してございます。こういった中、仮に製品に何かしらの確認が必要となったような場合は、工場等に各種の確認を行うよりも委託を行う企業側に製品の仕様ですとか設計等を含めまして、各種の確認が行えるような状態であることを把握するほうが有効ではないかといった観点から、そのような場合には、届出に際しまして工場等の情報は要しないという措置を盛り込ませていただいたところでございます。

具体的にどのような場合に工場情報を要しないということにするかにつきましては、省令で定めることにさせていただいてございまして、青枠の2つ目の●例えば、①製品の設計を委託する側の企業で行っていること。これによりまして、設計における安全性が確保されていること。②第三者検査機関による製品の検査が定期的に行われていること。これによりまして、作られた製品の安全性も確保されていること。また、③求められた場合には、工場情報について速やかに提供できること。こういった案を現在検討しているところでございます。

最後、20ページ、21ページ目でございます。今後のスケジュールについてでございます。現在想定しているスケジュールでございますが、まず一番上、先ほど御紹介しましたとおり、6月26日に改正法につきまして公布させていただいたところでございます。法令上、

公布から1年6か月以内の施行を予定しているところをごさいます。来年、2025年12月頃に法律の施行を予定してごさいます。本日、8月27日、合同会議におきまして御審議をいただきまして、その上で今後、秋以降の御審議を通じまして、まずは規制対象製品の指定ですとか対象製品についての技術基準の整備、こういった取組を進めさせていただきまして、関係する業界の皆様への周知を行いまして、法律の施行に向けた取組を進めていければと考えているところをごさいます。

まず、資料1についての御説明は以上でごさいます。

大変恐縮でごさいます。資料2も御説明申し上げたいと思ひます。携帯用液化石油ガス用バーナーについてでごさいます。

まず1ページおめくりいただきまして2ページ目を御覧いただければと思ひます。ガストーチという名前のほうがイメージが付きやすいかもしれませんが、携帯用液化石油ガス用バーナーにつきましては、カセットボンベに接続することで炎を出すことができる製品でありまして、カセットボンベに接続する上のほうの製品がいわゆるガストーチと言われている製品でごさいます。

2ページ目の左側には写真も例示させていただいてごさいます。また、右側の製品例にあるように、いろいろな種類のガストーチが現在販売されているところをごさいます。

青枠のほうに戻っていただきまして、2つ目の●昨今、キャンプブームなどもごさいます。販売量は増加傾向でごさいます。国内各社様の販売量の伸びに加えまして、海外製品も増えてきているところをごさいます。

1枚おめくりいただければと思ひます。事故の実態でごさいます。他方、残念ながら近年、製品の使用による火災事故が多数発生してしまっているところをごさいます。グラフを御紹介させていただいてごさいます。棒グラフを御覧いただければと思ひます。特にここ数年につきましては、いずれも事故件数が20件を超えるといった件数で推移しているところをごさいます。

次の4ページ目でごさいます。どのような事故が起きてしまっているかについてでごさいます。青枠内で少し概要を書かせていただいてごさいます。ガスボンベとガストーチの接続部分に用いられておりますOリングと言われる部分でごさいます。資料の右のほうにも写真をつけてごさいます。Oリングの設計上または品質上の問題によりましてガスが漏れてしまひまして、引火してしまひたような事故が発生してござひます。下の事故事例でいきますと、2番、3番、4番のような事故が該当するものでござひます。

また、製品自体を傾けて使用されたことによりまして、液体燃料が気化されずに漏れてしまいまして、それによって事故が発生してしまっているところでございます。こういった事故事例を踏まえまして対策の検討が必要と認識しているところでございます。

次の5ページ目でございます。こちらは具体的な事故のイメージにつきまして、N I T Eにおきまして注意喚起の観点から再現動画を作成いただいたものでございます。抜粋版でございますけれども、今御覧いただいておりますとおり、ガスが漏れてしまったところに引火して事故につながってしまっている、こういったことが御覧いただけるのではないかと思います。

次のページでございます。こういったことを踏まえまして、これまでも安全確保のための取組は講じられてきたところでございます。青枠の上の●2020年に業界におきまして自主基準が策定されたところでございます。

左下に自主基準の概要を書かせていただいておりますが、左下の2つ目の●先ほども少し御紹介申し上げましたOリングにおいて、健全性を確認するような基準を設けられているところございまして、国内メーカー様におきましては、この基準を遵守いただいているところでございます。

また、青枠にお戻りいただきまして、2つ目の●今年、2024年2月には、右下にあるようなポスターを業界で作成いただきまして、消防庁様のお名前ですとか私ども経済産業省の名前もありますけれども、私どもも協力させていただきながら、消費者の皆様への注意喚起も進めさせていただいたところでございます。

こういった取組を進めているところでございますが、先ほど事故件数のグラフを御覧いただきましたが、資料にもございましたとおり、事故件数全体の抑制には至り切っていないのが実態でございます。

7ページ目でございます。こうしたことを踏まえての対応の方向性についてでございます。現状、携帯用液化石油ガス用バーナー、いわゆるガストーチにつきまして、法的な安全規制が存在しているものではございませんが、こうした事故の実態なども踏まえまして液石法、LPガスの法律でございますが、液石法上の規制対象製品であります特定液化石油ガス器具等にガストーチを指定させていただきたいと考えているところでございます。

その際、このページの下の方にイラストも含めて幾つか書かせていただいております。例えば一番左下の図でございますけれども、ボンベを傾けて使用することが想定されないこと。真ん中の下の図は、容器の接続部から火が出るところまで割と距離が長いもの

でございますので、容器爆発のリスクが低いものでございます。また、右下のようにボンベ側におきまして吸収材が封入されておりまして、気化が促進されるものでございますので、こういった製品と接続するようなガストーチも中にはございます。こういったものは対象外としつつも、残念ながら事故が多発してしまっている製品につきまして、安全確保の観点から規制対象とすることができないかと考えているところでございます。

今ほど申し上げましたことを図示化させていただきましたのが次の8ページでございます。オレンジで色をつけさせていただいている部分の製品につきまして事故が多発していることに鑑みまして、規制対象とさせていただけないかと考えているところでございます。

駆け足になってまいりまして、かつ長くしゃべってしまってお大変申し訳ございませんでしたが、資料1、資料2の説明は以上でございます。1、2併せまして、委員の先生方から御指摘をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○鷲田部会長　ありがとうございます。非常に多岐にわたる内容ではございますが、ちょっと思い出していただきながら、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

今日は委員の先生方も多いので、大きく2つに分けて、最初の前半を消費経済審議会、今日は7名の委員の方に御出席いただいておりますが、この7名の方からまず御意見をいただければと思います。その次に、産業構造審議会の委員の皆様からも引き続き御意見を頂戴したいと思います。その上で、オブザーバーの各団体の皆様からも御意見があればお願いしたいと思っております。

ということで、まずは発言を希望なさる消費経済審議会の委員の方、両方兼任なさっている神山委員と倉貫委員はこちらに入らせていただいているのですが、御意見等ございましたら挙手ボタン、Teamsの画面の上のバーに手の平マークがあるので、これを押していただいて、意思表示をしていただければと思います。お願いいたします。それでは、まず青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員　ありがとうございます。消費生活アドバイザーの青柳と申します。

子供のおもちゃについて法整備をするということで、とてもいいことだと思っております。せっかくの法整備が生きるためには、やはり消費者にきちんと分からないとよくないと思っておりますので、分かりやすい表示が望まれると思っております。

特に玩具の購入者は、両親と資料に書いてありましたけれども、両親だけではなくて祖父母ですとか、今どきですと子供が本当に少ないので、おじさん、おばさんとか、本当に

幅広い人が1人の子供に対しておもちゃを買い与えるという状況ですので、字の大きさですとかマークの在り方ですとか、誰が見ても分かりやすい表現を検討していただければと思います。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。答えは後ほど、まずは消費経済審議会の皆様からのものは併せてやりますので、次に神山委員、お願いいたします。

○神山委員　神山でございます。

近年は、海外のネット通販などで安全性が保障されていない製品が海外から国内へと入ってきていること、それから、多くの国には玩具などについて安全基準があるのに、日本は強制力を伴う基準がないということで、本当に早急に規制していかなければいけないと感じます。

今説明がありました資料の6ページ、子供用特定製品の категорияができて、その指定の考え方が出ていたのですが、一番下の枠、衆議院のホームページからの附帯決議というところにあったのですが、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討することと書いてあり、資料の10ページにはベビーカーとか抱っこひもなどの例が出されていました。

今の青柳委員のように、本当にこれからたくさんの育児、保育に関わる幅広い製品が対象にされていくということで、とても重要になるのは資料15ページの子供用特定製品のマークになると思います。消費者に対してマークの分かりやすさがとても重要になると思うのですが、現在出されているこのマークのイメージは、果たして消費者に分かるようになるだろうか。祖父母とか幅広い人が買うときに、これを見て一体どうなのだろうかとやはり疑問に思いますので、こちらのマークですが、これから工夫して行ってほしいと思います。

もう一つ、資料13ページにあった日本玩具協会のS Tマーク、こちらは誰が見ても本当に分かりやすい表示、マークだと思うのです。ただ、任意のマークということなので、国としては、やはりS Tマークの取得を事業者の方に一層促してほしいと思いました。

以上となります。

○鷺田部会長　ありがとうございます。西田委員も挙がっているのですがけれども、西田委員は産構審の委員でおられますので、後ほどにさせていただきます。ほかに消費経済審議会の委員の先生で御意見などございましたら、ぜひお願いしたいのですがけれども、いかがで

しょうか。唯根委員、お願いいたします。

○唯根委員　ありがとうございます。消費生活アドバイザーの唯根と申します。

今のお二方の御意見に私も似てしまうのですが、本当にこの制度はいち早く、そして多くの子供用製品に普及していただきたいというのが最大の願いなのですが、消費者が見てすぐ分かるようにということでは、お二方からの御指摘もありましたけれども、15ページのマークのイメージの中では、やはり文字と形だけでは分かりにくい。あと、これをどういう色づけをしていくかということでも違ってくるのかなということでは、制度をつかっていく段階でマークの認知というか、消費者参加型でマークの公募などもしてみたいのかなとも思いました。

15ページの一番下に子供のイラストなどとする案もと書かれていましたので、先ほど神山委員がおっしゃっていたように、13ページの玩具協会のイラストにある親子一緒にというような、ああいうイラスト的なものも使って、できるだけ私たち消費者が見やすい、分かりやすいものを目指していただきたいというのと、最初、青柳委員がおっしゃっていたように、親族だけではなくて、育児施設とか乳幼児を預かる託児所とか、そういうところで扱われる商品もあると思いますので、そういうところへの情報提供、逆に言うと啓発的なところも含めて制度設計の段階から保育士さんたち関係者も巻き込んでいただければいいのではないかと思います。

それと、ガストーチのほうも言ってしまっているのでしょうか。

○鷺田部会長　お願いします。

○唯根委員　ガストーチについては、安全性の問題がある製品だと思いますので、早く規制の対象を定めていただいて、規制していただきたいのですが、違反しているものとか危険性のあるものの回収とか、消費者の手元にあるものを廃棄していかとか、その辺まで含めて、制度の中になるのか広報の中になるのか分かりませんが、ぜひ具体的な処分方法も御案内をしていただきたいと願っております。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。ほかの委員の皆様から御意見などございましたら、ぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。倉貫委員、お願いいたします。

○倉貫委員　丁寧な御説明ありがとうございました。

対象となる子供用の玩具なのですが、数的にも非常に多いと思いますので、どうしても規制が実効性を保つためには漏れてしまうというケースもあり、結果的に不幸にして事故

が起きてしまう可能性も多分あると思うのです。その場合に、事故が起きた後にも原因であるとか対応、その規制に問題がなかったのかという辺りの検証をしっかりとやっていただけたらと思います。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。次に、田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員　主婦連合会の田辺です。よろしくをお願いいたします。御説明ありがとうございました。

ぜひ実効性あるものにと望んでおりますけれども、子供の玩具というのは、ある程度の年齢が来たら遊ばなくなる。そうした場合、オークション等に出品しまして、他の方に渡ることが考えられると思います。そうした中古品に関しましても、こうした目配りができますようにと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。次に、南木委員、お願いいたします。

○南木委員　本日は丁寧な御説明ありがとうございました。

マークについても分かりやすいものということで、工夫されていくことと思っております。先ほど来、お子様に関わる方の層が広がっているということで、周知についてもいろいろな工夫が必要になってくるのかなと思うのですが、メインはお子さんの一番近くにいる保護者の方にその危険性もしっかり把握していただくということだと思います。

それで、周知の中で気をつけていただければいいと思いますのは、今もお話しありました中古のおもちゃがあると思うのですが、新しいものを何か購入する際には気をつけるとか、そういったものがあると思うのですが、例えば上のお子様が使っていたおもちゃで少し昔のもので、今の目線から見ると少し危険性が高いものであるとか、そういったものが家にあるので、下のお子さんが生まれたときにまた使うということであるとか、あと、特にお子さんが第一子のときは、お父様もお母様も非常に気をつけていらっしゃると思うのですが、ある意味、子育てに慣れていらっしゃる方で、上のお子さんと少し年齢が離れている場合には、危険性についての意識も多少希薄化していることもあるでしょうし、また危険性の度合いとかおもちゃのレベルなどが時代によって多少違ってきていることのフォローも少し不十分なところがあるかもしれませんので、そういった辺りについても周知の際には留意していただければいいのかなと思われました。ありがとうございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。あと、もしよろしければ関委員、御意見などご

ございましたらお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○関委員 製品安全協会の関でございます。どうもありがとうございます。

本件、以前から申し上げているとおり大変重要な課題であって、速やかな対応を期待したいところでございます。それで、幾つか気がついた部分を申し上げたいと思います。

今日は、対象とする製品が玩具一般と、玩具だけではなくて育児等に関わる製品という2つの分け方があると言ったのですが、具体的な対応については、玩具一般についての話にとどまっているということで、育児用品等については、今回は方向スケジュールが示されていないと理解しております。しかし、事業者さんとしての対応の準備がありますので、これにつきましてもスケジュール等を早く示していただいたほうがよかろうと思います。

その上で、玩具一般と個別に安全基準が定められている品目についての対応は区別する必要があろうと思います。おもちゃでも個別に安全基準が定められている品目もあります。違いは、やはり個別の品目ごとに安全の視点があり、または使い方についての注意等があるからであって、これにつきましては扱いが異なってくるところです。

さらにその基準ですけれども、個別に基準があるものについては、海外で規制等があれば、それは当然なのですが、その規制を踏まえた上で、国内における使われ方も踏まえて、国内のニーズに合った安全基準にする必要があるということなのです。SGがそういう基準をつくっているわけですけれども、海外の基準であればそのままオーケーという話には必ずしもならない。抱っこひも、それからベビーカーでは、これまでも日本の基準は海外より厳しいものになっているということをお話ししたことがございます。そういう実態を踏まえていただく必要があろうと思います。

その上で、SG基準の場合は、個別の製品ごとに基準の制定あるいは見直しも不断に行っているわけですけれども、そのときのサポートとなるのが、実際にSGマークを活用して、使用料を払ってくださっている事業者の方々なのです。なので、そのような制度が今後も永続的に継続していけるように国の制度設計及び運用をしていただきたいと思います。

それから、先ほど来、中古品等についていろいろな方々が懸念を示されております。もったもなところだと思います。玩具全般について、既に市場に出回っているもの等を法律の網にかけることが難しいという御指摘はありましたが、先ほど来申し上げておりますとおり、個別に安全基準が定められていた品目については、少しきっちり見ていただいたほうがよいのではないか。と申しますのは、使っているからだけではなく、使わないでおい

でも、製品というのは経年劣化が避けられないです。特にプラスチックを主要な部品として使っている製品であれば、3年も経つと安全上の懸念が発生することは多々あります。そういう中におきまして、たとえ市場に出ていたものであっても、まして中古品として出されたものについては、安全上の懸念は大いにあり得るので、しっかりと目を配って対応していく必要があろうと考えております。

もう一つ、これまで皆さんがマークについてもいろいろと御指摘されているところだと思います。もともとPSCマークというのがあって、PSCの品目も幾つかあるのですが、それぞれの品目において警告表示というのはすごく大事な安全上の対応なのです。したがって、警告表示というものが子供用特定製品だけにあるという誤解をされてはいけないと思います。より分かりやすくするという観点でいえば、現在のPSCマークも含めて、一から考えてみてもいいのではないかと。この子供用特定製品だけを分けるという必要性が果たしてあるかどうかについて、我々はそうではないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。一応これで消費経済審議会　製品安全部会の委員の皆様御意見はそろったところでございます。大きく4点ぐらい。1つは、今の表示の問題。マークと元々のSTマークの活用も含める。2つ目は、今回、玩具が中心ですけれども、子供用の製品名が上がっているものについて、もうちょっと広くどんな方向性なのかを示したほうがいいのかなど。3つ目が、今後またいろいろ変わっていくであろうということについて、これは国会の附帯決議にありましたけれども、変えていくところのやり方、方針。最後が中古品等。3年が経過すると危険ではないかという御指摘もありましたので、この辺のところについて、今考えておられること等、事務局から御回答をお願いいたします。

○佐藤課長　まず、消費経済審議会の委員の皆様、御指摘いただきましてありがとうございます。今、部会長にもおまとめいただきましたけれども、まず、表示についてでございます。資料の15ページに現在の案ということでお示しをさせていただきました。

委員の先生方から、消費者の皆様にはしっかり分かりやすく工夫をしてほしいという御趣旨を中心に御指摘をいただいたかと思えます。イラスト的なもののほうが分かりやすいのではないかとといったような御指摘もいただきました。下ですと※印で書いてございますし、先ほどの御説明でも少し触れさせていただきましたが、あくまで現在の案、イメージとい

うことをございまして、御指摘いただいたような内容をイラスト的なものといった御指摘も含めまして、どのようなマークが考えられるかにつきましては、しっかり考えさせていただきたいと思っております。

その上で、玩具以外の子供用製品の取扱い、これは関委員からも御指摘いただいたかと思っております。今回、3歳未満の玩具について規制対象としてはどうかと申し上げさせていただきましたが、それ以外の製品につきましては、方向が示されていないのではないかといただいた御指摘をいただきました。

そういう意味では、今般、その他の製品につきましては、こういった製品が候補として考えられるのではないかとといった観点で10ページにお示しさせていただいたところがございます。今後、先生方の御指摘もいただきながら、どのような製品を対象にしていくべきか、その辺りはしっかり考えたいと思っておりますし、もし規制対象にしていくという段に当たりますと、当然、玩具の基準と新規に規制対象にしていく製品の基準については分けて考えていく必要があると考えているところでございます。

海外で規制対象になっている製品もございますので、そういった基準も参考にしつつ、日本の消費者の安全を確保するという観点から、どのような基準が考えられるかといったことを、こうした製品の指定に際しまして、我々もしっかり考えたいと思っております。

また、中古品の取扱いについても御指摘をいただきました。今般、制度改正によりまして、中古品においても一定の要件を満たしている製品につきましては、法律の施行以降に製造、販売された製品につきましても販売できるような仕組みも設けさせていただいたところがございます。その際には、しっかり販売事業者様に体制を取っていただくことですか、また、消費者の皆様に対する注意喚起も必要ではないかと考えているところでございます。

先ほど来、お母さん、お父さんだけではなくて、いろいろな方がお子様におもちゃを買い与えるような環境にもなっているという御指摘もいただきました。保育所や託児所という御指摘もいただきましたけれども、私どもの安全確保の観点から、どのような注意喚起が必要か、幅広い層に注意喚起のメッセージがしっかり届くような仕組みも周知の中で考えていければと考えているところでございます。

○鷲田部会長　あと、ガストーチのほうで、非常に危険なので既に出回っているものの回収についてはいかがでしょうかという御質問がございました。

○佐藤課長　例えば、製品の安全性に問題があって、リコールが必要な製品などという

場合には、当然、私どもは企業の皆様と相談をしながらリコールしていただくといったことも考えていく必要があると思っております。

また、今般、もし規制対象にさせていただくことができれば、技術基準に違反している、ないしは必要な表示に違反しているということで、違反对応ということもしっかり取っていければと考えてございます。そういったことも含めまして、安全なガストーチを使用いただけるような環境を今般の制度的措置、また広報、注意喚起を併せてつくっていければと考えているところでございます。御指摘ありがとうございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。マークの話はかなり盛り上がったというか、御指摘が多かったのですけれども、この後どのように展開していく、何かアイデアでもいいのですけれども、あれば。

○佐藤課長　15ページ目にお示ししているものにつきましては、繰り返しになってしまいますが、現在検討中の案でございまして、いずれにしましても、下に※で書いてございますとおり、本日御指摘いただいた御意見なども踏まえまして、より分かりやすいようなマーク、消費者の皆様ですとか、また、これは実際表示されて市場に流通していくとなりますと、法律の趣旨に鑑みますと販売事業者の皆様に対しましても分かりやすいマークにしていくことが重要なと考えてございますので、そういったマークになるようにという観点で、案をベースにしつつも分かりやすいマークの在り方をしっかり検討していければと考えてございます。ありがとうございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。御質問、御意見等いただいた委員の方から何か追加的なことはございますか。何かあれば、挙手マークでいただければ。——大丈夫そうですね。ありがとうございます。それでは、まずこれで消費経済審議会の委員の方からの御審議を一旦止めまして、次に、産業構造審議会の委員の方から同様な形で御意見、御質問等いただければと思います。

それでは、早速ですが、ずっとお手が挙がっていた西田委員からお願いいたします。

○西田委員　鷺田委員長、ありがとうございます。

今回の消安法の改正で子供用製品の予防的な規制ができるというのは、本当に大きな進捗かと思えます。これまでの御尽力に敬意を表したいと思います。その上で幾つか御意見申し上げたいと思うのですけれども、規制の年齢が今回3歳まで、4歳未満ということになっているかと思うのですが、事故の傾向を見ると、4歳以上でも起きているということで、もう一つの考え方としては未就学ということで、6歳児までとする考え方もあると思

っています。子供を守るという意味では、安全性が高いほうにやったほうが良いということで、私自身は6歳が1つの目安ではないかと思いました。

それから、これに関連してですけれども、仮にこれが3歳までということになったときに、うちの製品は4歳以上ですよということで、安易に事業者が逃げないというか、対象年齢を上げて回避されないように、その妥当性のチェック、これは海外の同種の製品がどうなっているかを見ながらチェックしていくといいかなと思いました。

それから、国内ではSTマークがあって、これはこれまで日本の安全を支える大きな貢献をしている団体ですし、そういうマークだと思っているのですけれども、既存の団体・マークに配慮し過ぎるがゆえに、先ほどの話につながるのですが、低年齢にしようとか、不必要な差別化を図ろうという方向になると本末転倒ではないかと思っていて、子供中心で考える。業界・団体を守るのも大事ですけれども、子供を守るのが今回大事だということで、いま一度そこは検討する余地があるかなと思います。そういう部分が阻害要因、ハードルにならないように進める必要があると思いました。

あと1点です。eコマースでオンラインモールでの新たな取組が始まりますけれども、最近ニュースを読みましたら、CPSCがeコマースの事業者に対してディストリビュートするだけでなくてリコールの責任があるのだということを明示するという非常に踏み込んだことを主張していますが、今後はこういう海外の動向も含めて、国内での対応をさらにどう考えていくかを考えるといいと思いました。

以上になります。

○鷲田部会長　ありがとうございます。まずは御意見をどんどん出していただきたいと思います。山内委員、お願いいたします。

○山内委員　ありがとうございます。山内でございます。

私からは、具体的な点と抽象的な点の2点を申し上げたいと思います。まず、第一に、18ページの国内管理人に求められる基準でございます。ここについては、やはりせっかく規制を設ける以上は、海外だけに限られませんが、何か逃げ得を許すようなものであってはならず、国内管理人の要件をきっちり設定することが大事だと考えました。

その中で、今挙げていただいている4つの要件でいくと、例えば2つ目の要件や3つ目の要件のように、日本語の意思疎通が容易とか、関係規定を遵守するというのは、破られたときにはしっかりとっていけるのだけれども、ある意味では、このように守りますとか、日本語の意思疎通がしっかりとできますと言われてしまうと、認められてしまうような

ところもあります。あと、日本国内の住所というところも、個人であればある程度実効性があるのですが、法人であれば、ある意味では簡単に認められてしまう。日本の法人をつくるのはそれほど難しくないのに、例えば役員個人に関する規制を設けるなど、工夫をしていく必要があります。

4つ目の要件が非常に重要かついい内容だと私は個人的に思っていて、処分の通知をしっかりと受領する権限というところで踏み込んでくださっていて、非常に有効かなと思います。受領はできる、できればその処分等の法的効力もできる限り及ばせていけるような形で、管理人の要件はしっかりと実効性を伴ってやっていただければと思います。

私からの意見の2点目ですけれども、これは非常に抽象的なところではあるのですが、全般的に今日の御議論、御意見も含めて商品を使う側を守る・保護していこうという方向での議論で、これは大賛成ではあるのですが、一面には、100%安全な物はないわけで、あらゆる物が使い方によっては危険で、そういった使う側がある程度しっかり考えて道具を使う、きちんと道具を使って生きていく力みたいなものを削いでしまってもいけないかなという考えも持ちました。使用者、一般消費者が責任を持って考えて判断すべきだろうというところも一面にはあるのだろうと。

今回書いてあることについて、私は基本的に賛成なのですけれども、こういう反対側からの考え方もあるのだろうということを併せて申し上げたかったです。ありがとうございました。分かりやすい御説明でした。

○鷲田部会長　ありがとうございます。それでは、次に遊間委員、よろしく願いいたします。

○遊間委員　ありがとうございます。遊間でございます。

私からは、資料1の海外事業者に係る措置についてコメントさせていただければと思います。19ページにありますように、規制の実効性を高めるために企業側から様々な確認書類をいただくことが重要かと思いますが、一方で、ある一定の条件を満たせば、工場の所在地の情報が不要になるといった、企業にとって負担軽減になるようなところも併せてやっていただける点は大変よい点であると思っています。

また、規制の実効性という意味では、先ほどもほかの委員からありましたが、国内管理人の実存確認が非常に重要な点になってくるかと思っています。そのための書類は非常に多くなると考えられますし、実態把握の上では重要な点でございますが、きちんと事業を行って

いる企業にとっては負担軽減になるような、例えばほかの申請で出している書類の重複提出はなくすことや、デジタルを活用するといったような負担軽減策も併せてぜひ御検討いただければと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。それでは、次に釘宮委員、お願いできますでしょうか。

○釘宮委員　御説明ありがとうございます。消費生活アドバイザーの釘宮です。

私からは、製品安全小委員会の議論にも関わらせていただいていたので、その点も併せた形で意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、今回の資料にお示しいただいている点、3歳未満対象の玩具を対象にする措置、それから海外事業者に関しましては国内管理人を置く措置、それについては早急に進めていただきたいと思っております。

製品安全小委員会の資料を見返していましたところ、先ほど西田委員がおっしゃっていましたけれども、玩具につきましては6歳未満を対象とするといった記述がございました。今回は3歳未満となっているところで、そちらのほうが確実である、そこを最初にやるべきなのだという議論であれば、まずはそれを推し進めていただきたいと思うのですけれども、安全サイドに倒すといった考え方も必要かと思えますので、西田委員がさっきおっしゃったような意見も勘案していただくほうがよろしいのではないかと思っております。

それから、10ページの玩具以外の子供用製品の事故事例です。こちらにつきましては、個別にいろいろな事故の状況を見ていく必要もあるのではないかと思っております。例えば抱っこひもなのですけれども、私は2014年に東京都の商品等安全対策協議会で抱っこひもの議論に関わらせていただきました。そのときの提言の内容といたしましては、基準を強化すること、消費者への積極的な注意喚起を行うことが指摘されておまして、基準の強化というところを受けて、SG基準も改定されたと認識しております。

10年前ですので、その後の状況変化を見ていく必要もあると思うのですけれども、最近の事故情報データベースを見ますと、1か月ぐらいの月齢のお子さんが抱っこひもから落ちてしまったといった事例があったり、あと、抱っこひもはいつから使えばいいのですかといった疑問が掲載されたページもネット上で幾つか見つけました。大体首が据わってから使うほうがいいということが言われておりますけれども、その辺りのところが消費者、特に初めてお子様を持たれた方にはなかなか伝わりづらいところがあるのかもしれないと

思ったりいたします。

また、ベッドガードにつきましては、やはり事故情報データベースを検索しましたところ、4件の死亡事象が確認できまして、確認できる範囲で月齢を見ますと、9か月、5か月、6か月という方々になっているようです。SG基準では18か月未満に使用してはいけないことになっていると理解しておりますけれども、18か月という月齢制限について知らない消費者の方も多いのかもしれないと思ったりします。また、日本特有というのでしょうか、住宅環境上、狭くて乳幼児用のベッドを別に用意することができないとか、そういった事情があって大人用のベッドを致し方なく使ったりということもあるのかもしれないと思います。

いずれにしても痛ましい事故が起きないようにという意味では、そのような対象年齢などによる注意喚起の効果が高いものについては、子供用特定製品に指定することも検討することが必要ではないかと思いました。

以上となります。

○鷺田部会長　ありがとうございます。あと、まだお手が挙がっていないのですけれども、もしよろしければ坂本委員、御質問、御意見等いかがでしょうか。

○坂本委員　坂本です。御説明ありがとうございました。

御指摘があったのですけれども、国内管理人につきましては、オンラインモールなどは規模が大きいと思いますので、形式的に誰かの名前を書いておいたらいいかとなくなってしまうないように実効性を担保するというところで、既に検討いただいているかとは思いますが、今後も検討いただけるとよいのではないかと感じました。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。それでは、次、安好委員、お願いいたします。

○安好委員　キッズデザイン協議会・安好と申します。御説明いただき誠にありがとうございました。

私からは、子供用製品の規制に関して2点お話し申し上げたいと思います。まず1点目は10ページでございます。玩具以外の子供用製品の事故事例が載っております。子供の重篤な事故というのは、決して玩具だけではなくて、玩具以外の製品でかなり起こっているのが実情でございます。その中でも重篤な事故につながるのが誤飲による窒息ですとか溺水、水回りの事故です。それから、体や指、頭などの挟み込み。あと落下。自転車の子供シート、あるいは抱っこひも、ベビーカーなどから落下すること。もう一つ、やけども

実は非常に重篤な事故につながるものでございまして、こういったものにつながるものに関しては、やはり一定の規制を今後考えていく必要があるのではないだろうかと思っています。

最後、もう一点目でございます。12ページに使用年齢基準、対象年齢の話がございます。これを守って使用してもらおうという記載はございますけれども、例えば、ゼロ歳、1歳という子供が使用する例が多々見受けられます。こういった子供たちは、いろいろなことを理解せず、無意識に使用してしまうようなこともございますので、保護者の方々への注意喚起ですとか、あるいは危険性の周知も非常に大事なのかなと思っています。

保護者の方々には、24時間、四六時中見守り、見張るというわけにもいきませんので、そういう製品であれば乳幼児が手の届かないところ、あるいは目に触れないところにちゃんと置いておくということもしっかり注意喚起していく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。先ほど藤野委員が一瞬、お手を挙げられたように思ったのですが、お願いできますとありがたいです。

○藤野委員　ありがとうございます。主婦連合会・藤野でございます。

丁寧な御説明ありがとうございました。また、各委員からの御質問等も的確でございますし、その御回答もよく聞いております。

私からは、玩具及び子供用製品に対してもですが、何かあったときに、重大事故でしたら病院とかにも通じるのですけれども、消費者がどこに連絡するか、販売者だったりメーカーだったり、または輸入製品だったら国内管理人等が明示されることになる規制ができるのだと思っておりますが、それが確実に消費者につながるように、その辺りはしっかり注意をしていただいて、連絡先の表示を怠らないようにという辺りをお願いしたいと思います。

もう一点、ガスバーナーのほうもよろしいでしょうか。

○鷺田部会長　お願いします。

○藤野委員　ガスバーナーのほうも実際に事故が多発していること、また、国内でもJIA認証や日本ガス機器検査協会からの注意喚起のチラシ等が出ていることも御説明ありがとうございました。それでもやはり事故がなかなか減っていかないということは大きな問題で、しかし、NITEのビデオなどを見せていただくと、事故が起こる原因も割とは

つきりしていると思うのです。やはりこういう事故が多いということをもっと知らせないとまずいと思ひまして、そういうことも併用した上で規制をしっかりとつける。ガスバーナーは危険が伴うものだという辺りをしっかりと注意喚起で消費者に知らせていただきたいと思いますとお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。あと、野々内委員、もしよろしければ御発言いただければと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○野々内委員　ありがとうございます。野々内です。

私も2点ほど意見を述べさせていただきます。ほかの先生方と同じで、やはりマークを分かりやすくしてほしいというのがあります。子供たちを守るのは私たち大人の責任ですので、安全確保の周知徹底は当たり前のことです。その中で、今のマークですけれども、誰が見ても分かりやすく、イメージがそこから湧きやすいものがないと思ひます。アルファベットで表示されるものは多々あります。例えば洋服などにも載っていますけれども、何のことかさっぱり分からないという高齢者もたくさんいます。なので、やはり絵のような。例えば木が描いてあれば、森林のことかな、環境のことかなと思ひますし、ハートが描いてあると、人に優しくかな、物に優しくかなと思ひます。十字だと赤十字のことだと分かりますので、やはり絵のほうがいいのかと思ひております。

もう一つは、やはり消費者が一番大切だと思ひます。親御さんはもちろんですけれども、託児所とか保育園、幼稚園の皆さん、それから公民館の皆さんにも定期的に、行政といいますか、そういう立場の人がいろいろなこととお話に行かれることも大切ですし、私たち婦人会のような消費者団体もいろいろ勉強していかなければいけないと思ひますので、その辺の御指導もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○鷺田部会長　ありがとうございます。最後になりましたが、早川委員長。

○早川委員長　ありがとうございます。皆様の御意見、大変貴重なものとして拝聴させていただきました。そういったものを含めて、私も少しコメントさせていただきたいと思ひます。

まず、特に子供用製品についてのマークですけれども、ロゴマーク等で、誰が見ても、外国人が見ても分かりやすいものが望ましいと私自身も思ひます。その意味においては、例えば赤ちゃんとか子供のイラストがあったほうが、見ただけで印象が随分違うかなと思ひます。

います。これは海外の事例ですけれども、例えば歩行者用の信号機のマークを女の子に変えたら事故率が減るみたいなことがあったり、マーク次第では、人々がちょっとどきっとするような気持ちを持たせることが大事なので、その辺を御配慮いただければと思います。

ただ、これはあまり大っぴらにやっていきますと、たまに悪意の出願者がいて、ロゴマークを勝手に出願してしまって、何かもうけをたくらむみたいな方もいらっしゃいますので、その辺の情報管理等もお願いできればと思います。

それから、委員の先生方の中にも御意見がありました。3歳児を超えたところにも目を配ったほうがいいのではないかというのは、おっしゃるとおりかと思えます。ただ、御趣旨は、恐らく限られたリソースの中で、まずどこから手をつけるべきかという点で3歳以下に重点を置いているのかなとも想像しておりまして、そういう意味では、その方向で頑張っただけであればと考えております。

それから、既存のS Tマークとのすみ分けですが、これはこの前の検討会で私もS Tマークについていろいろ勉強させていただいて、非常に優れた制度であるということはよく理解いたしました。もちろん、そちらがこうだから国内の規制もその範囲でなくてはいけないということでは困ると思えますので、業界と話し合いながら、さらなる将来的には子供を守る、あるいはもっと安全な製品というところで発展させていただきたいと思うのですが、多分、問題の所在は、海外からのいわゆる玩具ですとか子供用品が今流入してきて、しかもそこには日本国内の業界マークであるS Tマークがついていないところがございます。その意味で、いわゆる法の力によって強制できる今回の経産省製品安全課の取組が非常に重要なものなのかなと考えております。

これをしっかりと守らせるというところで、特に海外から流入するものに対して国内管理人を置かせるというのは非常に重要で、委員の先生方からも御指摘ございましたが、1つは、これはノミナルなものを置けば済むであろうということをやられては困る。すなわち、実効性ある国内管理人を必ず置いているということについて、ぜひその確保のための施策を考えていただければということが1つ。

もう一つは、そもそも海外事業者の中には、もちろん日本だけをマーケットにしているものばかりではなくて、日本がマーケットのうちの1つであって、そこに対してこういう新しい規制ができたとしても、その業者のアンテナに引っかかってこなかったり、あるいはそんなことがあったかもしれないけれども、我々がそこまで負担して対応する必要はないだろうと考える業者も必ず出てくると思えます。そういう業者に対して意識を高めるた

めに、やはり国内のみならず海外での説明会のようなものが開かれたり、あるいは海外の例えばJETROですとか、そういった経産省と関係が深く、なおかつ海外の事業者との間で日本向けの製品販売ですとか、あるいは投資といったものに対して窓口を持っているところを通じて先ほど言った説明会、それが難しければ、例えば説明のウェブサイトですとか動画のようなもの。英語や場合によっては中国語なども用意して、QRコードか何かを読み込むと、もうそこへつながるような手軽なものをつくっていただいで、できるだけ周知をしていただくのが重要ではないかと思っております。

最後、これは今回の法の施行というところから外れるかもしれませんが、やはり委員の先生方の何人かの御指摘のように、子供を守る、危険なものから守るという観点においては、今回の子供用製品以外のものでも、例えば、薬の瓶の蓋を開けて面白半分飲んでみたら、子供にとっては致死量になってしまうようなこともあり得るので、海外ではチャイルドプロテクトの蓋みたいなのが規制されているところもございます。こちら所管がどこかということもございますけれども、薬だけではなくて油ですとか、そういったものについていろいろとありますので、これを機会に子供用製品のみならず、それ以外でも子供が危険なリスクを負うような製品は多々ございますので、そういったところにも今後目配りをしていただければと思っております。

以上でございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。それでは、お答え及び補足説明等を事務局からお願いしたいのですが、多岐にわたるので、まずは玩具ですね。玩具関連のことで3点あったと思います。まず1つは、もともと6歳という議論があったものが今回3歳になったことについての考え方の整理。2つ目は、やはりマークの問題で、特にSTマークとの距離感も含めていかに分かりやすくするか。特に早川委員長から海外の事例が参考になるのではないかということ等がありました。それから3つ目は、SGの対象年齢がある程度低いものは玩具以外のものも含めてというのはあるのではないかという御指摘があったと思います。これらについて何か補足的な追加の御説明はありますか。

○佐藤課長　委員の先生方、また今、部会長にもおまとめいただきましたが、御指摘いただきましてありがとうございます。

まず初め、玩具の対象年齢につきましてでございます。もっと高年齢向けのものも含めてといった御指摘いただきました。私どももどういった製品を規制対象とすべきかといったこと、委員の先生方からも御指摘いただきましたが、残念ながら現行法では規制が入

っていないという実態でございますので、スピード感を持って、まずしっかり対処すべき点はどこなのかといったことを意識して検討を始めたところでございます。

その上で、先ほど資料でも少し御紹介申し上げましたが、例えば窒息してお亡くなりになってしまうといった痛ましい事故が起きてしまっている玩具につきましては、残念ながら3歳未満のお子様で多く起きてしまっている。また、こういったことも意識して、国際的な基準も3歳未満向けのおもちゃにつきましては、より厳しい基準が入っているといったことを意識しまして、まずは3歳未満のおもちゃにつきまして規制対象として考えられないかと考えているところでございます。

他方、御指摘の中でもございましたけれども、対象年齢を偽るようなケースがあるのではなかろうかですとか、そういったケースにつきましては、今回の法改正によりまして、使用年齢基準もつけさせていただきます。こういったことも意識しながら、法の執行におきまして、しっかり子供の安全確保ができるように、子供の安全を第一に考えながら、運用も含めて考えられればと思っております。

また、そのほかの製品につきましても多々御指摘をいただきました。特に使用者側、消費者の皆様側への対象年齢も含めた注意喚起も必要ではないかといった御指摘もいただいたかと思えます。繰り返しになりますが、今般、使用年齢基準、対象年齢につきましても法的に位置づけさせていただきますし、それを踏まえた注意喚起も表示いただく仕組みとさせていただきますところでございます。

こういったことも併せまして、しっかりとした注意喚起を企業の皆様にはしていただきながら、かつ消費者の皆様にはそれを意識して御使用いただくといったこと。これは周知、広報的な観点も含めまして、法の運用をしっかりとやらせていただければと考えているところでございます。

○鷲田部会長　ありがとうございます。次に、海外通販等については、最も多かったのは国内管理人の要件。すり抜けをどう防ぐかということ、実効性を持たせる方法、これが1つ。もう一つが、これは西田委員からですが、オンラインモール等の海外の流れではリコールの責任等もあるのではないかと御指摘がありました。この辺についてはいかがでしょうか。

○佐藤課長　ありがとうございます。国内管理人の要件につきまして、多くの先生方から御指摘をいただきました。今、要件案ということでは幾つかお示しをしておりますが、実効性をどう確保していくのか。一部につきましては、それに関連する書類を提出させて

いただくこと、こうしたことを踏まえまして実効性をしっかり担保できればと思っております。

あと、届出をしていただくときに国内管理人についても併せて届出をしていただくことを想定してございますので、そこでまずしっかりと担保していく。加えまして、法の運用に当たりましても、しっかり国内管理人が機能しているのかどうか、その辺りも含めて、法律を運用していくに当たっての実効性確保にどのような形があり得るのかといったこと。これは運用をどのように回していくのかという論点を含めまして、我々の課題としてしっかり考えていければと思っております。

また、国内管理人……

○鷲田部会長　国内管理人については国会でもありましたけれども、何か想定している職業の方とか、その辺のところ何かアイデアなどありましたら。

○佐藤課長　そういう意味では18ページの一番上の●の下に例示で書かせていただいておりますけれども、物流関係の事業者様ですとか海外事業者様の国内代表、国内支店みたいな方、またはオンラインモールの事業者様が担われるといったケースもあるのではないかと、またその他、いろいろ行政関係、規制関係の手續に精通されている方もあり得るのではないかと、これは想定させていただいているところでございます。

また、回答が漏れてしまったのですが、西田委員からも御指摘いただきましたオンラインモールの企業様に対しましてC P S C、アメリカでは責任を問うような判断もあるといった御指摘もいただきました。今般の制度改正によりまして、一義的な製品安全についての責任を有する方という意味では、海外事業者の方を位置づけさせていただきまして、規制の対象と明確化させていただきました。他方、海外のこともあって、今ほど来話題になっているように国内管理人をしっかりと置いていただく。

他方、そういった方の措置が十分でないような場合などにつきましては、オンラインモールの事業者の皆様に対しまして、危ないような製品の出品削除を求めるといったことも法律上で位置づけさせていただいたところでございます。多くのオンラインモール、特に国内のオンラインモールの皆様には、プレッジという自主的な取組もスタートしていただきまして、製品安全に御貢献いただいているところでもございます。こうした取組などを通じつつも、かつ海外の事例なども我々はウォッチさせていただきながら、どのような取組が実効的かということは日々模索できればと考えているところでございます。

あと1点、先ほどの御指摘で回答漏れがございました。早川委員長からも御指摘いただ

きましたマークの件です。これは消費経済審議会の先生方からも多々御指摘をいただきましたが、消費者の方により分かるようなという観点、また、法律の趣旨を踏まえて販売事業者の方にもしっかり御認識いただけるような観点から、どのようなマークの在り方が考えられるかは、今回あくまでも案ということでお示ししましたけれども、引き続きしっかり考えていければと考えてございます。

また、先ほど少しお答え申し上げましたが、消費者の皆様への周知ですとか使い方も含めた周知、御認識が大事なのではないかとといった論点を今ほど先生方から多々御指摘いただいたかと思えます。製品安全確保はもちろん国でしっかりルールをつくり、企業の皆様にそのルールをしっかり守っていただいて、基準を守っていただくということは重要でございますが、やはり消費者の皆様にもしっかり御認識いただく、これも同じく重要かと考えてございます。そういう意味では基準づくり、制度の運用と併せまして、しっかりとした周知活動に取り組めればと思っております。

また、海外事業者へのルールの周知といった点につきましても、私ども意識させていただきまして、海外から日本に販売されるような企業の皆様に対しましては、今般、規制対象となっていくのだという旨、日本の制度につきましてしっかり御説明をして、それを遵守いただけるような仕掛けを考えていければと考えてございます。

○鷺田部会長　それは、その説明を英語、中国語など多言語での展開も検討しているという感じなのですか。

○佐藤課長　そうですね。まずは日本語でしっかりコンテンツをつくるのがベースになりますけれども、海外の言葉でもしっかり発信できるように準備できればと思っておりますし、そういったものをしっかり使わせていただきながら、海外事業者の方にも御説明できるように。一部、企業の皆様にも御協力いただければと思っておりますけれども、御協力いただきながら周知活動にも努めていければと考えてございます。

○鷺田部会長　ありがとうございます。最後に全般の話ですけれども、消費者側の啓発とか、先ほどのN I T Eの動画なども非常にインパクトがあるわけですが、ガストーチの件も含めて、何か補足的にこういうアイデアがあるとか、こういう予定であるみたいなことがもしあれば御説明いただけますか。

○佐藤課長　ありがとうございます。そういう意味では、今般、子供用製品についての規制対象という新しい法律の仕組みもできましたし、海外事業者の方々に対する新しい法律上の仕組みもできました。また、多くの皆様に御協力いただいて、毎年11月は製品安全

総点検月間という形で重点的な広報にも努めさせていただいているところでございます。

我々としましては、企業の皆様にしっかりルールを遵守していただくことと併せまして、先ほど対象年齢とかという御指摘もありましたけれども、使い方ですとか、そもそもこの製品には危険性があるのだということも含めまして消費者の皆様にご認識いただくことが大変重要かと思っております。残念ながら、重大製品事故の一定割合は、消費者の皆様の誤使用などによって起きてしまっているところもございまして、そういった誤使用を極力なくしていくという観点からも、消費者の皆様への周知といったことも力を入れていければと考えてございます。

○鷲田部会長　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、オブザーバー団体の皆様から御意見等があればお願いいたします。発言を希望する方は挙手ボタンを押していただけますか。それでは、順番に日本玩具協会からお願いいたします。

○日本玩具協会（菅家）　どうもありがとうございます。日本玩具協会でございます。

昨年の検討会、審議会では、強制規格いわゆる法規制とS Tマーク、私ども玩具業界の自主的な玩具安全措置の共存を図るという方向で取りまとめていただきまして、改正法の国会審議の過程におきましても、私どものS Tマークを評価いただいたということでございまして、その旨、この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。

S Tマーク、世界におきましても優れたメリットのある安全制度でございまして、さらにその活用を進めて、法律による規制とS Tマーク制度が相まった形で我が国の玩具の安全確保を図っていただけるように、私どもといたしましても法改正に併せまして、S Tマーク制度での必要な対応も進めてまいりたいと考えてございます。

また、子供用特定製品指定の考え方として、本日、3歳未満の玩具規制の優先度が高いというお話がございました。私ども玩具の規制対象は、リスクの高い製品から開始し、足場を固めつつ、段階を追って漸進的に対応を進めていただくのが望ましいと僭越ながら考えているところでございます。

玩具の特徴、多くの種類のものがございます。また、それに併せて製造、輸入工程の分散化、分業化が進んでおります。また、販売ルートも非常に多種多様でございます。安全基準適合だけではなく、事業届出、海外製品への対応などの措置がございまして、規制導入に伴って想定できなかったような課題も顕在化してくる可能性があると思っております。これらの課題を短期間に一挙に解決しようとすると、現場に混乱が生じる可能性が高

いと考えてございます。この観点から、リスクの高い製品を優先するという議論、適当ではないかと考えておりますので、どうか御理解をお願い申し上げたいと思います。

玩具協会からは以上でございます。ありがとうございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。続きまして、日本リユース業協会の方からお願いできますか。

○日本リユース業協会（伊藤） 日本リユース業協会の伊藤でございます。ありがとうございます。

今回は中古品の特例等について、まだ詳細を検討中ということで確認しておりますけれども、今後検討していく段階で、ぜひ私たちの業界とも意見交換する機会をつくっていただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また先ほど、中古品の取扱いについて、また消費者への周知等々をどうするかといった問題提起もされておりましたが、こういったことについてもぜひ私たちの業界との意見交換の機会を設けていただけると非常に助かりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。続きまして、片岡さんというお名前が出ておまして、団体名が私のほうで分からないのですが、片岡様、もしよろしければお願いいたします。

○オンラインマーケットプレイス協議会（片岡） オンラインマーケットプレイス協議会の片岡です。

幾つかございますけれども、まず玩具についてです。オンラインマーケットプレイスとしても販売者がしっかりと対応するようにしていきたいと思っておりますのと、消費者に分かりやすいようにオンラインモール上でどういう表示を販売者にさせるかといったルール決めのところもやっていくこととなりますので、特定製品を定めるに当たっては、こういうカテゴリーのこういう製品、こういうおもちゃは、この法令の対象なのだというのが分かりやすくなるような周知コンテンツなどもぜひ考えていっていただきたいと思っております。

それから、警告表示などもこれから詳細を詰めていくことになると思うのですが、これもある程度統一的といいますか、この表示があるということは、この法律の対象なのだということが分かりやすいものだと、事業者としても消費者としても共通認識が生まれやすいのかなと思っております。

それから、中古につきましては、オンラインマーケットプレイスとしてはいろいろな考えがありまして、例えば中古のように装っているが実際は新品で法令の基準に合致していない製品が売られてしまうのは避けたいですし、一方で、しっかりリユース、サステナブルの観点で問題ない中古品については流通させていきたいというところがあって、具体的にどういうモニタリングであったりルール決めをしていったらいいかというところが悩ましくなると思っていますので、その辺りぜひ今後も相談しながら、適切な対応ができればと思っています。

それから、海外事業者に対するところで国内管理人の話なのですが、モール自身が国内管理人を担うケースは通常あまりないのかなと思っています。一方で、海外事業者から国内管理人の情報を含む資料の提出などを受けたときに、それが正しいものなのかといったことを確認する必要があると思いますので、検討していただいていると思いますが、届出情報とか国内管理人の情報も含めたデータベースなどをしっかり構築して公表していただけると、いろいろな立場の人が確認しやすくなるのかなと思っています。

それから、国内のモールについては、製品安全誓約の活動などもしておりまして、行政と密に連絡を取っているいろいろやっていますけれども、最近特に海外のサイトから直接買うようなケースも増えていると思っていますので、そういった海外サイトへの執行もしっかりしていただければと思っています。

以上です。

○鷲田部会長　ありがとうございます。続きまして、牧野様というお名前が出ております。お願いできますでしょうか。

○日本チェーンストア協会（牧野）　日本チェーンストア協会の牧野と申します。ありがとうございます。

子供用製品について2点。基本的に小売りの現場でスムーズに規制を成功できるように、混乱しないようにしていただきたいということでございまして、1つはマークの分かりやすさということ。もう一つは流通、在庫品をマークがついていなくても売れるというのはどういうケースで、各小売業者で何を確認しなければいけないのかとか、その辺を今後しっかり詰めて明らかにしていただければと思います。

以上です。

○鷲田部会長　ありがとうございます。続きまして、JRO・波多部様、お願いいたします。

○日本リユース機構（波多部） J R O、日本リユース機構の波多部でございます。

皆様の御意見すごくありがたく聞かせていただいております。その中で私どもは中古品になりますので、皆様おっしゃりますように、やはり一般消費者に対しての注意喚起のためのP S Cマークとか、そういった部分をもっと広く告知して周知していただければ、中古品に対して一般消費者の方ももっと気を遣っていただけるのではないかと考えております。

それと、ガストーチに関しましても注意喚起のチラシとかがございましたけれども、あれも私どもにデータか何かを送っていただければ、全会員にそれをデータで送ってプリントアウトして店舗に張り出す、来店されたお客様への注意喚起をするようにということで広げていきたいと考えておりますので、もしよろしければ、そういったデータをいただければありがたいと考えております。

以上でございます。

○鷲田部会長 ありがとうございます。あと、早川委員長から1つ御質問があるということで、お願いします。

○早川委員長 実は、経産省のほうで想定されていたところもあったので、もしも可能であればオンラインマーケットプレイス協議会の片岡様からちょっとお聞かせいただければと思うのですが、いわゆるインターネットのモール事業者が国内管理人を務めることはないであろうと想定される理由としてはどういうところがあるのかが気になったので、もし可能であれば、お聞かせいただければと思います。

さっきのお話を聞いていると、確かに利益相反といいますか、つまり国内管理人がしっかりいるかどうかチェックする立場にモール事業者がいるとすると、なるほどそういうこともあるかなと思いますし、またそれ以外の御事情もあるかもしれませんが、その辺もし何か御感触があれば教えていただければと思います。

○鷲田部会長 ありがとうございます。片岡様、もしよろしければ。

○オンラインマーケットプレイス協議会（片岡） 今おっしゃっていただいたとおりで、どちらかというともモールというのは販売者の安全性をしっかりと確認した上でモニタリングするという意味合いが強くて、あと国内管理人は、ちゃんと責任を負ってしっかり海外事業者と契約を結んだ上で、中身を確認しないといけない立場のはずだと思うのです。そこまで販売者に立ち入ってというか、踏み入ってやるケースはあまりないのではないかと考えておまして、今後どういう動きになるか分かりませんが、今のところ想定して

いるのは、海外の事業者が出店する場合に、国内管理人の情報をモールとしても確認して、問題がないかという観点が生まれるのかなと思っています。

○早川委員長　　ありがとうございました。

○鷲田部会長　　ありがとうございました。では事務局から、オブザーバー団体からの御意見等について回答、補足説明などがありましたらお願いいたします。

○佐藤課長　　オブザーバーの皆様方からも多々御指摘をいただきました。ありがとうございます。

幾つか御指摘をいただきましたが、例えば中古品の関係につきましては、本日の資料の中では中古品の特例措置について特に言及ございませんが、ぜひ意見交換をといた御指摘もいただきました。私どもは今後、制度をしっかりと検討させていただくに当たりましては、まさに実態という意味でぜひ御相談させていただければと思っています。

また、チラシなどを御周知いただけるというお話もいただきましたので、その辺りについては個別に御相談させていただければと思っています。むしろ大変ありがたい御提案をいただいたと思っています。ありがとうございます。

また、その他オンラインマーケットプレイス協議会様からは、分かりやすい周知のコンテンツをといた御指摘もいただいたと思っています。法律という意味では枠組みはつくらせていただきましたけれども、その詳細を詰めさせていただくに当たりまして、しっかり周知活動できればと考えてございますので、その辺りについて分かりやすいコンテンツの整備なども含めて検討し、また、多くの事業者団体の皆様方には、ぜひ周知活動に御協力をいただければ大変ありがたいと思っています。私どものほうでコンテンツをつくらせていただきまして、御協力を賜ればと考えてございます。

また、海外のネットモールも日本向けの販売が増えているので、そちらへの執行もという御指摘もいただいたかと思えます。御指摘のとおり、日本向けに海外のネットモールを通じて販売される製品もあるかと思えます。これは先ほどの海外事業者の皆様への周知といた論点とも通ずるところがございますけれども、そういったところを通じた周知も我々は意識したいと考えてございます。

また、チェーンストア協会様などからは、小売現場で混乱なきようにという御指摘もいただきました。御指摘のとおり、小売現場においてしっかり運用いただけるような形での仕組みという意味で、説明会の開催なども含めまして、ぜひ御相談させていただければと考えているところでございます。

すみません、やや雑駁になってしまいましたけれども、以上でございます。御指摘大変ありがとうございました。

○鷺田部会長　ありがとうございます。一応これで一通り御審議等の御発言が終わりましたが、全体を通じて追加的に何かございましたら、御意見等どなたでも結構ですので、挙手などありましたら今このタイミングでお願いできるとありがたいのですが、いかがでしょうか。唯根委員、お願いいたします。

○唯根委員　ありがとうございます。唯根です。

先ほど来、これから消費者だけではなくて、海外への周知も含めてこの制度、それからマークが決定すれば、その広報ということで、来年開催の大阪万博でこういった情報というのでしょうか、制度の広報をしていただくことは可能なのでしょうか。経済産業省なので、どうかと思っただけ伺ってみたいと思いました。

以上です。

○鷺田部会長　いかがでしょう。

○佐藤課長　ありがとうございます。万博の機会を通ずるかどうかはちょっと別にしましても、海外企業の皆様にしっかり認識いただく、これが何よりも重要なことと思っております。先ほどJETROなどの機関を通じてという御指摘もいただきましたし、場合によってはネットモールの皆様、これは本日御参加いただいているオンラインマーケットプレイス協議会のような皆様もそうですし、海外のネットモールを通じた周知といったことも含めてでございますけれども、広く海外からも日本向けに製品が販売されているようなケースがございますので、そういった方々への周知、広報という意味で、どういった形が効果的かという観点で、しっかり周知の仕方は考えさせていただければと思っております。

○鷺田部会長　ありがとうございます。ほかに何かございましたらお願いいたします。――大丈夫そうですか。それでは、御発言も大体出たのかなと思っておりますので、本日の議論はここまでいたします。

最後に事務局から、次回開催日程あるいは今後の進め方などについて御説明をお願いいたします。

○佐藤課長　部会長、ありがとうございます。

まず、委員の皆様、またオブザーバーの皆様におかれましては、本日お忙しいところ御参加いただきまして、また御意見を賜りまして、大変ありがとうございました。改めて御

礼申し上げたいと思います。

先ほど冒頭で申し上げましたように、本日の議事録に関しましては、事務局で作成させていただきまして、後日、委員の先生方、皆様方に御確認をいただいた上でホームページにて公表させていただく予定でございます。よろしくお願いたします。

次回以降の予定につきましては、事務局よりまた別途改めて御連絡させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○鷺田部会長　　ありがとうございました。

それでは、大体時間になりましたので、以上をもちまして産業構造審議会　製品安全小委員会及び消費経済審議会　製品安全部会の合同会議を終了いたします。委員の皆様、それからオブザーバーの皆様、本日は長い時間にわたりまして非常に御熱心に御議論いただきました。誠にありがとうございました。

——了——